

(E予約専用会員「管理責任者」「実務担当者」運用拡大等に伴う一部改正)

現行 (2020 年 8 月 31 日まで)	改正 (2020 年 9 月 1 日以降)
<p data-bbox="327 320 918 352">エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約</p> <p data-bbox="584 416 660 448">(前略)</p> <p data-bbox="141 464 405 496">第4条 (管理責任者)</p> <p data-bbox="147 512 1104 735">1. 入会申込をする法人等または法人会員 (以下、併せて「法人会員等」という。) は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者 (以下、「管理責任者」という。) を選定し、両社に届け出るものとします。</p>	<p data-bbox="1317 320 1908 352">エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約</p> <p data-bbox="1574 416 1650 448">(前略)</p> <p data-bbox="1137 464 1402 496">第4条 (管理責任者)</p> <p data-bbox="1137 512 2094 879">1. 入会申込をする法人等または法人会員 (以下、併せて「法人会員等」という。) は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出 (退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者 (以下、「管理責任者」という。) を<u>法人会員等自身から</u>選定し、<u>管理責任者が業務する主たる勤務地 (以下、「管理責任者取扱箇所」という。) の登録電話番号 (以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。)</u> その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。</p> <p data-bbox="1137 895 2094 1358">2. <u>前項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者 (以下、「業務受託者」という。) から管理責任者同等の任にあたる担当者 (以下、「契約事務責任者」という。) を選定し、契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出ることができるものとします (なお、本規約 (本条第4項を除く。) ならびにその付則および特約等において、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとする。)</u>。この場合、法人会員等は、両社所定の申込書に必要事項を</p>

記載し、両社が求める書類等を添えて両社に届け出るものとします。

3. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性・必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

4. 契約事務責任者は、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者、契約事務責任者、退会手続、およびその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。

5. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。

6. 法人会員等は、管理責任者が、次に定める行為に関し、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

(1) カード使用者に関する申請（諸届出、退会手続等）その他の諸手続の申請、本規約等その他の契約事項の承認、および両社との連絡調整

(2) 前号のほか、両社所定の事項

(3) 前各号に関連する事項

7. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カー

2. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。

3. 法人会員等は、管理責任者が、カード使用者の申請および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。また、法人会員等は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸手続を管理責任者が法人会員等に代わって行うことをあらかじめ承諾します。

4. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードお

よびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

5. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下、「実務担当者」という。）を選定する場合は、両社に届け出るものとします。

2. 実務担当者は、本規約等により定められた管理責任者の行為を、管理責任者に代わって行うことができるものとします。

3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、東海道・山陽新幹線に乗車するために、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コ

ドおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

8. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下、「実務担当者」という。）を選定する場合は、実務担当者が業務する主たる勤務地（以下、「実務担当箇所」という。）等その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。

2. 法人会員等は、業務受託者から実務担当者を選定することを希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。両社は当該届出を受けた場合、法人会員等と業務受託者の契約内容等を含め必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用す

ーポレートサービスを利用することができます。

2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX予約コーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとします。
3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

(中略)

第8条 (届出事項の変更と情報の共有)

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、事業内容、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第19条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

(以下略)

ることにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。

2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX予約コーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとします。
3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

(中略)

第8条 (届出事項の変更と情報の共有)

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、管理責任者取扱箇所、管理責任者取扱登録電話番号、事業内容、決算月、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者（届け出した場合）、所在地およびお支払い口座（第19条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

(以下略)

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第4条 (管理責任者)

両社は、第1条に基づき法人会員が精算業務を業務受託者に委託する場合において、管理責任者を業務受託者から選任したい旨の申し出を法人会員より受けた場合、その裁量において必要性・相当性を判断のうえ決定することができるものとします。本条に基づく管理責任者が選任された場合、法人会員は、管理責任者が、カード使用者の指定、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導、および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議のないものとします。

第4条の2 (実務担当者)

前条に基づき管理責任者が選任された場合、法人会員は、実務担当者を業務受託者から選任することができるものとします。この場合、法人会員は、管理責任者の行為を実務担当者が管理責任者に代わって行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。

(以下略)

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第4条 (管理責任者)

削除

第4条の2 (実務担当者)

削除

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上等に掲示する。

（中略）

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

（以下略）

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社 HP 上等に掲示する。

（中略）

4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

5. カスタマーセンターでは、法人会員等が、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者を確認するものとし、確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとする。

（以下略）

エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約

（前略）

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。

エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約

（前略）

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を法人会員等自身から選定し、管理責任者が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。
2. 前項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た第三者（以下、「業務受託者」という。）から管理責任者同等の任にあたる担当者（以下、「契約事務責任者」という。）を選定し、契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出ることができるものとします（なお、本規約（本条第4項を除く。）ならびにその付則および特約等において、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとする。）。この場合、法人会員等は、両社所定の申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等を添えて両社に届け出るものとします。
3. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する

権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性・必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

4. 契約事務責任者は、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者、契約事務責任者、退会手続、およびその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。

5. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。

6. 法人会員等は、管理責任者が、次に定める行為に関し、法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

(1) カード使用者に関する申請（諸届出、退会手続等）その他の諸手続の申請、本規約等その他の契約事項の承認、および両社との連絡調整

(2) 前号のほか、両社所定の事項

(3) 前各号に関連する事項

7. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の

2. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて手続を行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。

3. 法人会員等は、管理責任者が、カード使用者の申請および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。また、法人会員等は、諸届出、退会手続等、両社に対する諸手続を管理責任者が法人会員等に代わって行うことをあらかじめ承諾します。

4. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行

為とされることについて異議ないものとします。

5. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下、「実務担当者」という。）を選定する場合は、両社に届け出るものとします。
2. 実務担当者は、本規約等により定められた管理責任者の行為を、管理責任者に代わって行うことができるものとします。
3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、東海道・山陽新幹線に乗車するために、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。

行った行為とされることについて異議ないものとします。

8. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下、「実務担当者」という。）を選定する場合は、実務担当者が業務する主たる勤務地（以下、「実務担当箇所」という。）等その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。
2. 法人会員等は、業務受託者から実務担当者を選定することを希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。両社は当該届出を受けた場合、法人会員等と業務受託者の契約内容等を含め必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。
3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。

2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX予約コーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとします。

3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

(中略)

第8条 (届出事項の変更と情報の共有)

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、事業内容、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第19条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

(以下略)

2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX予約コーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとします。

3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

(中略)

第8条 (届出事項の変更と情報の共有)

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、管理責任者取扱箇所、管理責任者取扱登録電話番号、事業内容、決算月、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者（届け出した場合）、所在地およびお支払い口座（第19条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

(以下略)

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第4条 (管理責任者)

両社は、第1条に基づき法人会員が精算業務を業務受託者に委託する場合において、管理責任者を業務受託者から選任したい旨の申し出を法人会員より受けた場合、その裁量において必要性・相当性を判断のうえ決定することができるものとします。本条に基づく管理責任者が選任された場合、法人会員は、管理責任者が、カード使用者の指定、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導、および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議のないものとします。

第4条の2 (実務担当者)

前条に基づき管理責任者が選任された場合、法人会員は、実務担当者を業務受託者から選任することができるものとします。この場合、法人会員は、管理責任者の行為を実務担当者が管理責任者に代わって行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議のないものとします。

(以下略)

(精算業務等の委託に関する特約)

(前略)

第4条 (管理責任者)

削除

第4条の2 (実務担当者)

削除

(以下略)

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、EXサポートダイヤルにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、エクスプレス予約HP上等に掲示する。

（中略）

3. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、EXサポートダイヤルまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

（以下略）

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

第6条の2（カード使用者の問い合わせ窓口）

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、EXサポートダイヤルにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、エクスプレス予約HP上等に掲示する。

（中略）

3. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、EXサポートダイヤルまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

4. EXサポートダイヤルでは、法人会員等が、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者を確認するものとし、確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとする。

（以下略）